

交通死亡事故多発警報発令要綱

1 目 的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間集中的に発生した場合、全県又は一定の地域を指定して交通死亡事故多発警報及び注意報（以下「警報等」という。）を発令し県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、県警察、市町村及び関係機関・団体が一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、もって交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

2 発 令 者

警報等は、福島県交通対策協議会長（福島県知事、以下「会長」という。）が発令する。

3 警報等の種別

警報等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 全県警報 県下全域を対象として発令する警報をいう。
- (2) 注意報 県下全域を対象として発令する注意報をいう。
- (3) 地域警報 別紙1の地域を対象として発令する警報をいう。

4 警報等の発令基準

会長は、原則として別紙2に定める基準に達した場合は、県警本部長と協議して、全県警報、注意報又は地域警報を発令する。

但し、上記基準に達した場合でも、特別の事情がある場合には、県警本部長と協議して警報等が発令しないことができる。

なお、上記基準に達しない場合でも、高齢運転者関与の重傷事故の連続発生等継続的な事故の多発、前年比での死亡事故の増加又は重大な交通事故発生等特異な現象が認められる場合は、県警本部長と協議して警報を発令することができる。

5 警報等の発令期間

- (1) 警報の発令期間は、発令の日から地域警報は7日間、全県警報は10日間とする。
但し、多発傾向が継続している場合には、おおむね3日間を限度として更に期間を延長することができる。
なお、特別の事情がある場合には、警報の発令期間を短縮することができる。
- (2) 注意報の発令期間は1日間とする。
但し、重傷事故の多発傾向が継続している場合には、おおむね3日間を限度として更に期間を延長することができる。

6 警報等の発令方法

警報等の発令は、別紙3に定める発令通報系統図により関係市町村及び関係機関・団体に文書で通知する。

7 警報等発令に伴う推進事項

- (1) 警報が発令された時は、県、県警察、市町村及び関係機関・団体は相互の連携を密にして交通事故防止に必要な対策を行うこととし、別紙4の推進事項の積極的な推進に努める。
- (2) 注意報が発令された時は、県、県警察、市町村及び関係機関・団体は相互の連携を密にして別紙4の推進事項の広報活動の推進に努める。

8 警報発令に伴う報告

別紙3に定める関係市町村及び関係機関・団体は、地域警報、全県警報に伴う実施結果を別記様式により会長に報告するものとする。

9 広範囲に及ぶ警報発令の優先

地域警報の発令中に全県警報が発令されたときは、発令中の地域警報は解除されたものとし、全県警報に切替え運用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

別紙1

地域警報の発令地域

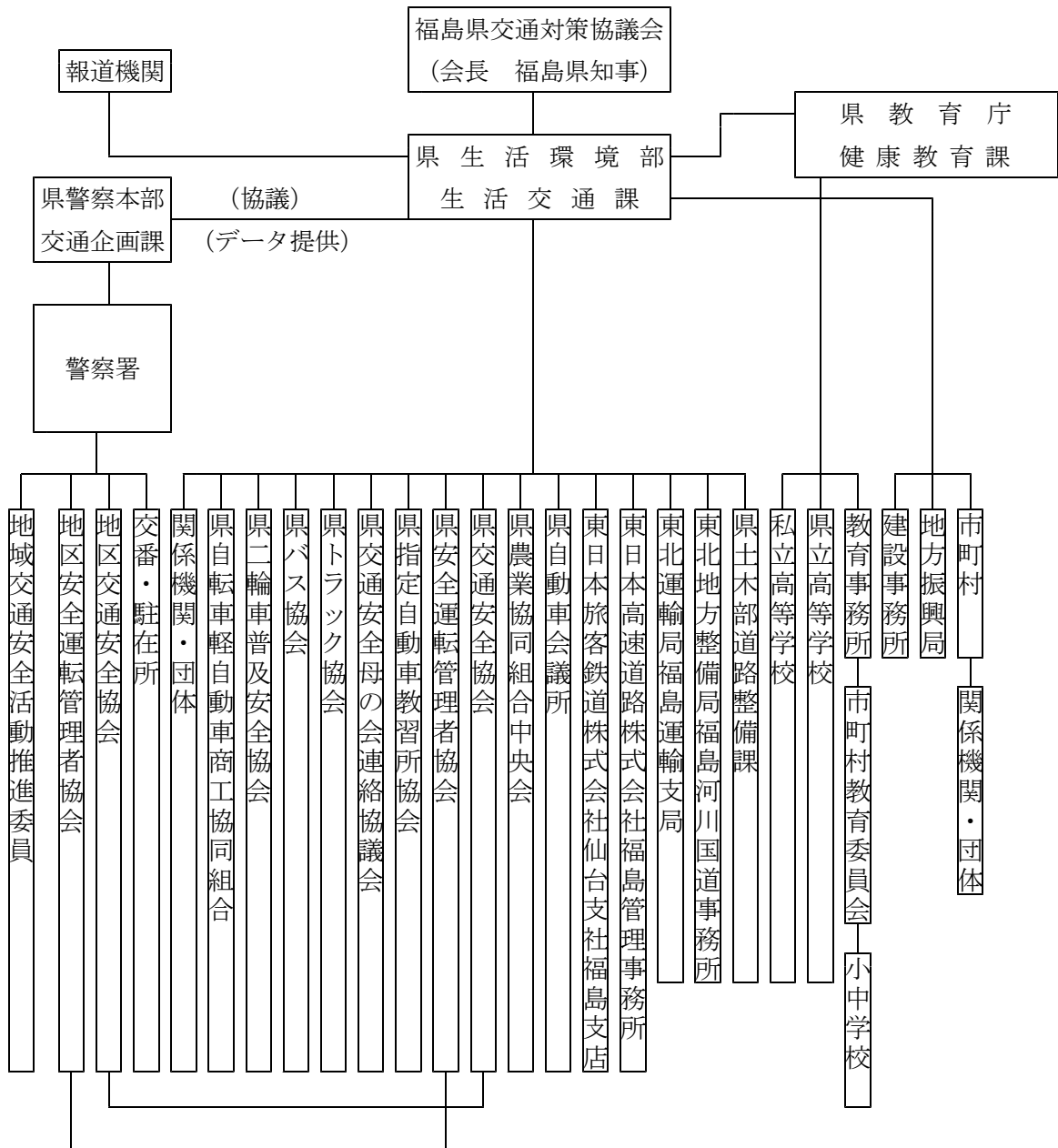
地域警報 発令地域名	管内市町村
県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、 大玉村
県中	郡山市、須賀川市、田村市、 鏡石町、天栄村、 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、 三春町、小野町
県南	白河市、 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、 北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、会津美里町、 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双	相馬市、南相馬市、 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 新地町、飯館村
いわき	いわき市

別紙2

警報等の発令基準

警報の種類別	発令基準（7日以内の交通死亡事故発生件数）	
全県警報	5件	
注意報	4件	
地域警報	県北	3件
	県中	3件
	県南	3件
	会津	3件
	相双	3件
	いわき	3件

交通死亡事故多発警報等発令通報系統図



警報等発令に伴う推進事項

推進事項	推 進 内 容	実施機関・団体
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、電光掲示板、懸垂幕等により、警報等発令の周知徹底を図る。 ・ 新聞、ラジオ、テレビ、緊急広報紙等を通じ、警報等発令の周知を図るとともに、地域における交通事故防止気運を高める。 ・ 下部組織に対する警報等発令の周知を図る。 	全機関・団体
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者、自転車利用者に対し、正しい歩行、反射材用品の着用、交通ルールの遵守について街頭指導を行う。 ・ 自動車運転者に対するシートベルト着用等安全運転の励行を呼び掛ける。 ・ 速度の出し過ぎ、飲酒運転の防止、交差点での安全確認徹底等について街頭指導を行う。 	全機関・団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故の発生した交差点、カーブ等の共同現地調査を行い、交通安全施設等の整備点検を実施する。 	道路管理者 警察
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速度の出し過ぎ、飲酒運転、信号無視、一時不停止等、交通死亡事故に直結する悪質・危険な違反、シートベルト非着用者に対する取締りを強化する。 	警察
交通安全活動及び啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時、点呼等を活用し、警報発令の周知及び安全運転の励行を呼び掛ける。 ・ シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図る。 ・ 各種会議、会合、行事及びホームページ等を活用し、警報発令の周知徹底及び交通安全意識の高揚を図るとともに、積極的な交通事故防止活動の実践を促進する。 	全機関・団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時を活用し、警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全利用等についての指導を行う。 	教育委員会、各学校
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会、老人クラブ等地域の関係機関・団体に呼び掛け、交通安全意識の浸透を図る。 	市町村
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全意識の普及浸透に努めるとともに交通ルールの遵守と反射材用品の積極的な着用を実践するなど、地域における交通事故防止気運の醸成を図る。 	市町村 交通安全母の会

別記様式

交通死亡事故多発警報発令実施結果報告書

福島県交通対策協議会長 様

関係機関・団体名：

実施事項	実施内容
1 広報活動	実施回数 実施回数 延べ参加人員
(1) 広報車による広報 (2) 有（無）線放送による広報 (3) その他	
2 街頭活動	
(1) 街頭活動 (2) その他	実施回数 延べ参加人員
3 その他	